

## 公益財団法人板橋区スポーツ協会 役員選出規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人板橋区スポーツ協会定款第25条に定める役員の選出について定める。

### (理事候補者の選出)

第2条 理事候補者を選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 加盟団体の推薦により選出する者は、15名以上30名以内とする。
- (2) 板橋区区民文化部スポーツ振興課長を理事に推薦することができる。
- (3) 第1号の理事定数に不足が生じた場合及び第2号の理事のほか理事定数を超えない範囲で、次のイ及びロに掲げる者の中から、それぞれに定める人数の範囲内で理事に推薦することができる。

イ 理事会が推薦する学識経験者 1名以内

ロ 会長が推薦する学識経験者 5名以内

### (監事候補者の選出)

第3条 監事候補者は1名を理事会において推薦し、板橋区区民文化部より1名推薦する。

### (定年制)

第4条 理事及び監事の定年は、改選年度の4月1日現在において満75歳以下とする。ただし、第2条第3号ロに掲げる会長が推薦する学識経験者の場合は、その限りではない。

### (規程の変更)

第5条 この規程は理事会の決議によって変更することができる。

### 附 則

- 1 この規程は、本会定款（案）附則1に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成26年2月19日一部改訂
- 3 平成28年4月20日一部改訂

### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。